

# 定例会9月第2回会議

定例会9月第2回会議は、9月18日から24日まで開会されました。

会議では、条例の制定・一部改正、計画の変更、各会計補正予算・決算認定など町長提出の23件を審議、いずれも原案のとおり可決し、3件の報告を受けました。

また、議会提案の意見書1件を可決し、一般質問では、5名の議員が、5項目について、町の対応や考え方をただしました。  
参画者は2名でした。

## ■条例の制定

- ・福島町森林環境譲与税基金条例の制定

### 【制定内容】

森林環境譲与税の創設に伴い、国から交付される税を基金として積立て、町の事業に要する経費の財源に充てるため制定。

## ■条例の一部改正

- ・福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

### 【改正内容】

住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となり、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするための改正。

- ・町税条例の一部改正

### 【改正内容】

5月会議で改正漏れがあった町税条例の一部改正。

- ・福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

### 【改正内容】

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴う条例の一部改正。

- ・福島町道路占用料等徴収条例の一部改正

### 【改正内容】

消費税引き上げに伴う改正。

- ・福島町水道事業給水条例の一部改正

### 【改正内容】

消費税引き上げ、指定給水装置工事事業者制度の変更に伴う改正。

- ・福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正

### 【改正内容】

学校教育法の改正により水道法における布設工事監督者、水道技術管理者の資格の要件等について改正。

## ■第5次総合計画の変更

### 【変更理由】

新規に搭載する事業や事業費等に変更が生じたため、総合計画を変更しました。

変更後の総事業費は51億4

千4百95万円です。

## 補正予算の内容

### ■一般会計補正予算(第3号)

第5次総合計画の変更などに伴い8千8百4万9千円を追加し、総額39億5千3百95万2千円となりました。

主な内容は次のとおりです。

#### ・一般管理費

257万8千円の追加

- ・がんばる地元企業等応援事業費

2,000万円の追加

- ・定住促進住宅整備事業費

430万円の追加

- ・UIJターンの新規就業支援事業費

100万円の追加

- ・財政調整基金費

3,304万1千円の追加

- ・がんばる地元企業等応援基金費

2,001万1千円の追加

- ・森林環境譲与税基金費

209万円の追加

- ・温泉健康保養センター管理運営費

223万2千円の追加

・コンブ養殖係留ブロック設置事業費  
1,310万円の追加

・空家対策支援事業

120万円の追加

・福島商業高校存続対策費

138万円の追加

■国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

3千79万9千円を追加し、総額7億7千3百66万3千円となりました。

補正内容は、平成30年度決算に伴う繰越金を追加しました。

■介護保険特別会計補正予算(第1号)

2千3百88万6千円を追加し、総額5億4千7百69万7千円となりました。

補正内容は、平成30年度決算に伴う繰越金を追加しました。

■後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

100万3千円を追加し、総額7千51万9千円となりました。

補正内容は、平成30年度決算に伴う繰越金を追加しました。

■国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)

37万3千円を追加し、総額7千9百30万6千円となりました。

補正内容は、平成30年度決算に伴う繰越金を追加しました。

## 報告

■一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告

追跡調査に対応する方針等の報告。

■平成30年度財政健全化判断比率の報告

平成30年度決算による財政健全化判断比率の報告。

■平成30年度教育に関する事務の管理、執行状況の点検・評価に関する報告

平成30年度決算による教育委員会事務局の事務事業評価について報告。

## 議会提出の意見書

意見書1件を可決し、関係機関に送付しました。

■林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

国に対して、3項目について強く要望するものです。

### 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

前文省略

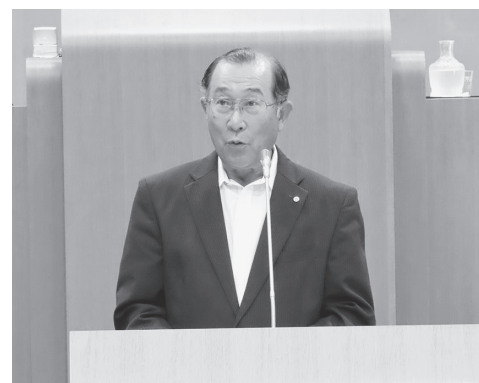
- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 2 森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。
- 3 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業者や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

(令和元年度9月24日議決)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣



提案した意見書について説明する佐藤委員長